「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン)(案)」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する指針(ガイドライン)(案)」に関する御意見について

番号	御意見
1	【意見1】
	・13ページの最下行の6行上「または」は「又は」のほうがよい。
	・14ページの最下行の11行上「あたって」は「当たって」のほうがよい。
	・11ページの本文の9行目「以下」と、同13行目「以下、」とは、どちらかに字句を統一
	したほうがよい。
	・11ページの本文の4行目「錠剤、カプセル剤等食品」は同23行目のそれと記載が重複し
	ている。
	・21ページの「食品衛生法施行規則」と「食品衛生法施行令」は、法令番号を記載したほう
	がよい。
	・23ページの別紙は本文で引用したほうがよい。
2	【意見2】
	現在、食品衛生法ですべての食品に対して HACCP が義務付けられている中で、サプリメント
	GMP に関する通知をことさらに出す必要性はないのではないか。
3	【意見3】
	・医薬品 GMP や海外 ISO/HACCP 認証を受けている場合には、硬直的な運用とならないよう
	ご配慮いただきたい。
	・事業者が同等以上の方法で管理を行っている場合には許容できる運用とされたい。
	・医薬品 GMP はもとより、国際基準(ISO や HACCP)、輸出先仕様(FDA の CGMP)で同等
	│以上の管理をしている場合、国内 GMP 認証機関の認証を強要されることがないことを確認し │
	たい。
4	【意見4】
	研究班報告書では GMP 認証取得率について記載されていたが、本通知により対価を取って
	GMP 認証を行う団体認証を強要することにならないよう運用されたい。
5	【意見5】
	保健機能食品で既に製造方法の許可、届出を行っているものについて、縦割り行政とならない   
	よう方向性を示されたい。
6	【意見6】
	本通知は健康食品取扱い事業者間で用いられている一般的な表現、業界内で運用されている
	「健康食品 GMP」、HACCP 等と用いられている言葉や意味・解釈に齟齬がある部分も散見さ
	れる。また、柔軟に解釈できる記載も見受けられるため、本通知に基づく「手引書」もしくは     東世大が実界するとなる「OSA(知識書)について、見ずいも行れば異界はになる意思立場と
	事業者が運用する上での「Q&A/解説書」について、是非とも行政と業界団体にて意見交換さ     いっょうしょし
	せてもらいたい。
7	
	現在、いわゆる「健康食品」については、公益財団法人及び一般社団法人の認証として「健康

食品 GMP」が業界内で運用されているが、自主的な GMP を用いた管理の中に、業界内における認証制度の活用を推進する様な文言を通知の中に含めて頂きたい。

# 8 【意見8】

4.文言・記載等について

- 1)「容器包装 | と「容器包装資材 | が使用されている (P17) ので統一が必要ではないか。
- 2) 「総括責任者」と「総括管理者」(P23) が使用されているので統一が必要ではないか。
- 3) STEP5 (P6) を「点検対象原材料及び安全性上管理すべき成分について文献調査等を行う。」とする必要があるのではないか。(P3) 4 で、「安全上管理すべき成分は、安全性・毒性情報等からリスクを考慮して、事業者自らが特定すること。」との記載があるため。
- 4) (P9) 11 「安全といえる合理的な理由が無い場合は、製品の流通するべきではない。」とするべきと考える。「望ましくない。」だと事業者が別の価値基準で製品を流通させる懸念があるため。
- 5) (P13) 1.総括責任者等「5年以上従事した経験を有する者」との I 記載がありますが、「同等の能力を持つ者」等に変更・加筆して頂きたい。医薬品においても経験年数だけでなく同様の表現もあるし、現実的には、小規模事業者においては、5年以上経験者から選ぶのは困難であるため。
- 6) (P17) 「・品質部門が出荷の可否を確認した旨」とある一方、(P19) 第 6 出荷管理に「製造事業者等は、総括責任者に出荷の可否を判定させること。」と記載内容に相違あり。出荷判定は総括責任者の役割だと考える。

# 9 【意見9】

P1 第2 対象食品について。

「・・・又は化学的合成品(以下「天然抽出物等」という。)を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品・・・」とあるが、この記述内容は人によって解釈が変わることがあるため、補足説明(ex.質疑応答集)を追加する等によって誰が読んでも解釈がぶれない様に工夫してほしい。

#### 10 【意見10】

「第2対象食品」の解釈について。「天然物」には自生している植物だけでなく栽培された植物を含むとの解釈でよいか。栽培された植物を単に温風乾燥して粉末に加工したもの(例えば乾燥野菜粉末、香辛料粉末、青汁として販売される大麦若葉粉末など)も本ガイドラインの対象食品なのか。

# 11 【意見11】

P1 第3 対象事業者 ①について。

錠剤、カプセル剤等食品の輸入等する事業者も対象となっていますが、「最終製品になったもの」を輸入する会社がこのガイドラインを元に(使用原料等の)情報を収集し対応することは困難かと思われる。この表記をこのまま残すのであれば、輸入食品に関するガイドラインを別途作成して頂きたい。

別に、流通する健康食品原材料の多くが輸入品であるなかで、国内通知を等しく海外に求め、

その責任を輸入事業者が負担するのは難しいものと考える。あくまでも輸入品については「国内通知に準じて同等の情報収集を行う事が求められる」程度にしておかないと、市場が混乱する可能性が高いと感じる。

# 12 【意見12】

P2 第4 本ガイドラインにおける定義 \*3 について。

食品添加物(原材料表示)として使用される化合物であっても、「食品として使用する」ではなく「健康の維持・増進を意図して配合されて使用する」の記載の方が適切ではないか。

### 13 【意見13】

P2 第4 本ガイドラインにおける定義 ⑤について。

(P12 本ガイドラインにおける定義 ④についても同様の意見)

P3 の第 6⑤「原材料、製品及び中間品の規格を設定する」にも連動するが、錠剤、カプセル剤等食品の場合は、1つの製品の製造が複数にまたがる(ex.錠剤バルクと容器包装への充填が別会社(つまり錠剤バルクが中間品))ことがあったり、錠剤バルクの途中の工程で中間品になるケースもあったり、多種多様になる。その点も考慮して、中間品や中間工程の定義を分かりやすく記載してもらいたい。

# 14 【意見14】

P3 第6 製品設計における留意事項 ①について。

「\*4 安全上管理すべき成分は、安全性・毒性情報等からリスクを考慮して、事業者自らが特定すること。」とあるが、「安全上管理すべき成分」は、「安全性・毒性情報等からリスクを考慮した成分」としてもらいたい。

(事業者が実施する情報収集のみにおいて「安全上管理すべき成分」を特定することは実質的 に困難・限界であるため。)

食品に対して「ゼロリスク」を一事業者に課すのは実質的に困難であるため、「適切な情報収集に努め、食品流通としての安全性を担保すること | としてもらいたい。

#### 15 【意見15】

P3 第6 製品設計における留意事項 ⑤ について。

P2 の第 4⑤「「中間品」とは、製品の製造等の中間工程で造られたものをいう。」の意見にもつながるが、中間品の定義として各工程の中間品も含むとなると、中間品では工程管理はするものの規格を設定することは難しいため、「中間品の規格」は削除してもらう必要がある。

# 16 【意見16】

P3 第7 その他の留意事項 (1) について。

(P14 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMPソフト) 1. 総括責任者等(4) 製造業者等以外の営業者との連携 についても同様の意見)

「営業者」とはどのような方を示すのか。「事業者」という用語も出てくるが、同じ意味なのか。同じ意味合いの言葉はできるだけ統一してもらいたいし、敢えて言葉を選んでいるのであれば、説明してほしい。また、用語の定義へ追記してもらいたい。

### 17 【意見17】

原材料の安全性に関する自主点検フローチャートについて。

#### (1) STEP 2 について

STPE 4 では、同一名称の原材料を調査した文献が引用される。抽出条件、濃縮率、含有率などの異なりで、同一名称であっても安全性有害性は異なりが生じる。したがって、「文献評価を行う原材料の規格基準と当該点検対象原材料の規格基準が乖離していないことを確認すること」を、STEP 2③の「適正な製造工程管理の下、一定の品質で常に製造されていること」という条件の手前に追加することで、当該点検は安全性有害性と適切な関係性が成立すると考える。

# (2) STEP4 について

「点検対象原材料およびその基原材料の安全性・毒性に関する文献調査を実施すること」となっているが、点検では安全性情報の有無にかかわらず「有害性のありなし」だけが次 STEP 歩進の条件となっている。

NDI または意図をもって改良されたエキスなどにおいて、もし安全性情報も有害性情報もなにもない場合には、「有害性を示唆する情報なし」と取り扱われることになる。

左側は「有害性を示唆する情報はなし、かつ、安全性を示唆する情報あり」、右側は「有害性を示唆する情報あり、または、安全性を示唆する情報なし」とフロー条件を変更するほうが未知による健康被害から防御がしやすいと考える。

### 18 【意見18】

5ページのフローチャート STEP3で「点検対象原材料及び当該原材料が、社会通念上、十分な食経験がある通常の食品形態(錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品を除く)の製品で使用されており、かつ、通常形態の食品と比べて同等以下の摂取量となるか?\*7」とある。この部分は「錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状以外の食品」における使用実績や摂取量を検討すること、との意味にとれるが、\*7で例示された機能性表示食品の届出等に関するガイドラインにおいては、錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状以外の食品に限定して検討せよといった考え方はない。むしろ逆で、錠剤などの形態も含めて一日摂取目安量(機能性関与成分あるいは食品素材としての量)が明示された食品の喫食実績こそ、有力な判断材料であるとの認識。なぜ本ガイドライン案では「錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状以外の食品」に限定しているのか疑問。この点について説明または修正を希望する。

#### 19 | 【意見19】

原材料の安全性に関する自主点検フローチャートについて。

#### $\lceil 1 \rceil$

STEP 3 は点検対象原材料及び当該原材料の食経験情報から安全性を評価することが目的だが、枠内の設問は「点検対象原材料及び当該原材料が、通常の食品形態の製品で使用されており、かつ、通常形態の食品と比べて同等以下の摂取量となるか?」とあり、通常形態の食品に使用された点検対象原材料及び当該原材料の摂取量と錠剤、カプセル剤等食品を介する摂取量の比較のみを問うている。点検対象原材料及び当該原材料を通常の食品形態の製品に添加した場合に食経験有りと判断可能な年数について指標が示されていないため、単なる摂取量の比較だけで STEP 7 に飛び、安全性確認を省略できるフローになっている。

以下の2点について確認の必要があるのではないか。

- (1) 点検対象原材料及び当該原材料が通常の食品形態の製品で使用されている場合には、「食経験有り」と判断するための指標となる年数を示すべき。
- (2) 点検対象原材料及び当該原材料と同等の成分が通常の食品形態の食品に本来的に含まれている場合には、当該食品の食経験及び喫食実績と共に、当該食品による摂取量と比べて、錠剤、カプセル剤等食品を介する摂取量がそれ以下であるかの確認。

# [2]

STEP 3 の「通常の食品形態の製品」と「通常の食品形態の食品」という 2 つの用語は、それぞれ別の意味があって使い分けをしているのか。

# 20 【意見20】

P5 STEP3 四角括弧内の記載について。

括弧内の文言(錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品を除く)を省いてほ しい。

加工食品を除くとなると、蓄積された安全性の情報を喫食経験として使用出来なくなる点と、今まで SR などで記載されていた市販品の喫食情報も使えない状況となる。また、その後のフローの各 STEP の中にも、過去に加工食品を販売していた実績などを考慮する記述がないので、食経験の内容として議論されない可能性があると考える。

## 食経験として考えない部分の矛盾点として

- 1:一般食品や生鮮食品は、成分や内容なども一定ではない中で、通常の食品形態のみを食経験として採用し、過去に販売された実績のある、錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品を除くのは、矛盾すると考える。
- 2:制度が始まる前の検討会でも、食経験の考え方として、「市販食品の販売期間 販売量」などとしての評価の記載が検討され、記載が既にある。食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書 8ページ目の下部から9ページ目、上部に記載がある。

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10342858/www.caa.go.jp/foods/pdf/140730\_2.pdf これらを踏まえて、現在まで喫食実績とされて評価されていたものを、除外する形である場合は、過去の検討会で議論されていた内容とも異なると考える。

#### 21 | 【意見21】

- ・信頼できるデータベースで pubmed を挙げているが、査読なしのいい加減な雑誌に投稿して も載ってきてしまう。
- ・scifinder を挙げているので、医薬分野でこれに相当するのは IBM Micromedex や uptodate ではなかろうか。

# 22 【意見22】

P8 及び P10 STEP 6 の記載について。

- (P8)「Step3~5 を踏まえ、点検対象原材料あるいは基原材料を用いて、安全性確保に必要と考えられる安全性試験を実施する\*14。|
  - (P10)「\*14 適切な GLP(Good Laboratory Practice)に基づき実施することが望ましい。

安全性試験の結果は学術論文やホームページ等に公表する、開示すること。」

とあるが、点検対象原材料あるいは基原材料に対する安全性試験の結果は、事業者の費用負担 によって得られた経営資産であり、

- ・「必要に応じて開示することが望ましい」という記載に変更してほしい。
- ・また、安全性試験の実施の最大の目的は「開示」ではなく「管理しておくこと」であるた
- め、「必要に応じて開示可能な状態で適切に管理すること」という記載に変更してほしい。

### 23 【意見23】

対象食品について。

・(別添 2)「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理 (GMP) に関する指針 (ガイドライン)」の対象食品に原材料も入れることを検討してほしい。(別添 1)「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針 (ガイドライン)」では、対象食品が「加工食品及びその原材料」となっているが、(別添 2) GMP に関する指針では、対象食品が加工食品のみとなっており、原材料が対象となっていない。

(別添2)の対象食品に原材料を入れない場合、以下について説明をお願いしたい。

(別添2)で原材料を対象としない理由

(別添1)と(別添2)で対象食品が異なる理由

・第3 対象事業者の記載の中に「原材料として製造又は加工する事業者においても、本ガイドラインに従った製造工程管理を行うことが望ましい。」(P12) との記載があるが、これでは不十分と考える。

当協会の行っている GMP 認証では、製品 GMP 認証だけでなく、原材料 GMP 認証も実施しており、原材料事業者も GMP の対象として認証事業を実施してきた経緯からも、原材料を対象食品とするべきと考える。

#### 24 【意見24】

P13 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMPソフト)

- 1. 総括責任者等 について。
- ・「製造管理に関する実務|「品質管理に関する実務|を具体的に示してほしい。
- ・「また、製造管理に関する実務に5年以上従事した経験を有する者のうちから製造管理責任者を、品質管理に関する実務に5年以上従事した経験を有する者のうちから品質管理責任者を、それぞれ置く。」とあるが、経験5年以上に限定すると人員的に成り立たない工場も発生する可能性もある。業種が法令として定められてもいないのに、管理者の条件を通知に記載するのは、完全に通知の範疇を超えている。

「望ましい」でも厳しいと感じるくらいなので、「管理の範囲に応じて、相当の実務経験を 有すること。」くらいが業種外食品に対する通知文言として適していると思う。

あるいは、「5年以上が望ましい」に変更してほしい。

#### 25 【意見25】

GMP に関する指針(ガイドライン)における総括責任者と品質部門の業務及び位置づけと GMP の運用について。

本ガイドラインでは総括責任者の下に製造管理責任者と品質管理責任者を配し、総括責任者は「製造・品質管理業務」を総括し、その管理監督を行うこととされており(第6の1)、「出荷の可否判定」は総括責任者の業務であることが明記されている(第6の6)。一方、「品質部門」については定義がなく、その業務として(i)製品標準書の承認(第6の2)、(ii)製品の試験結果不適に対する措置(第6の4)、(iii)出荷の可否確認(第6の4)、(iv)製造手順の変更承認(第6の8)、(v)逸脱処理の承認(第6の9)、(vi)品質情報に係る確認(第6の10)等が挙げられている。しかし、これらの業務は製造・品質管理業務を総括する総括責任者が担うべきものであり、総括責任者が品質部門の責る任者を兼任していない場合には、GMPの管理及び手順に矛盾あるいは混乱が生じる。

こうした問題点が生じないように品質部門、品質管理責任者と総括責任者の責務及び業務を調整し、GMPを支障なく運用するシステムを構築する方法で進めて差し支えないか。

# 26 【意見26】

- ・P13 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMP ソフト)1.総括責任者等 につい て。
- ・P21 14. その他の管理上の留意点 ②について。
- ・P23 GMP を実施した製造工程管理 について。

H17年通知では「総括管理者」であった呼称が「総括責任者」に変更となっている。P23の「GMPを実施した製造工程管理」は「総括管理者」が残っており、令和5年8月23日薬生食基発0823第2号『「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について』では「総括責任者」になっている。同じ意味合いであるならば、何れの文言でも良いので統一してほしい。しかし、その一方で本呼称は現有するすべての文書に影響を与える変更であり、支障がないなら「総括管理者」の呼称を継続してもらいたい。

### 27 【意見27】

P14 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMPソフト) 2. 製品標準書等(1)製品標準書 ⑥について。

⑥「標準的仕込み量及びその根拠」を「標準的仕込み量」に変更してもらいたい。

# 28 【意見28】

P16 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMP ソフト)

4. 製品の製造管理(2)について。

同等性の「同等」は基原、製法、純度すべてが一致となっており、「同一」のような記載に見える。昨今原料メーカーの様々な理由・事情(ex.経営方針、収率改善や供給安定性等)で、「同一」ではないが「同等」レベルの変更は多く発生しており、安全性含めた「同等性」の確認は現場にて一定のレベルで実施している。「製法」が全て一致となると、原料販売業者だけでなく、最終製品販売会社も供給や販売継続性に大きく影響をもたらすため、「同等」 ≠ 「製法が全て一致」ということを踏まえた表現への変更を求めたい。もし、「同一」に変更(「同一」は基原、製法、純度が全て一致)するのであれば、「製法」だけは「同一」ではなく「同等」にしてもらいたい。

#### 29 【意見29】

P17 第6 管理組織の構築及び作業管理の実施(GMP ソフト)

- 4. 製品の製造管理(3)について。
- (3) 内に「品質部門が出荷の可否を確認した旨」を記録事項としている。一方、P19の2行目には「「製造業者は、総括責任者に・・・・製品の製造所からの出荷の可否を判定させること」とある。「・・・品質部門での確認と総括責任者の判定の順序が先後どちらとも解釈できるような文面であるため、品質部門の可否を確認した後、総括責任者が出荷の可否の判定をする」ことが明確にわかる記載が望ましいと考える。

一般的に総括責任者は工場長のようなポジションがつくことが多く、その傘下の一つに品質 (管理) 部門が存在していることが多い。そういう場合でも、総括責任者による出荷判定を品 質部門で確認したことを記録するということで良いのか?(複数の事業者が同じ質問をしてお り、運用側の現場は若干混乱しています。わかりやすい説明か表現が必要だと考える。)

### 30 【意見30】

P21「14. その他の管理上の留意点」に以下の内容を追加することを提案する。

錠剤、カプセル剤等食品の保健機能食品を製造、管理する場合においてはその従事者にアドバイザリースタッフ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049348\_00004.html) の資格を有する人材を充てること。

## 提案理由

機能性表示食品制度がスタートして以来、我が国における錠剤、カプセル型等食品の数は急激に増加している。本年 12 月 13 日時点の消費者庁の公表データによれば、機能性表示食品の届け出総数は 7,728 件であり、そのうち錠剤、カプセル型は 4,165 件、実際に販売されている品目が 1,939 件ある。

アドバイザリースタッフは、機能性表示食品を含む健康食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報を提供できる助言者と定義されており、保健機能食品等の製造・販売に従事する人はこのアドバイザリースタッフの養成対象であると位置づけられている (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/1d-7.html)。

なお、提案者の日本食品安全協会(https://www.jafsra.or.jp/index.php)は、アドバイザリースタッフの養成団体のひとつであり、資格授与後も定期的な会誌の発行、研修会、資格維持のための更新試験等で保健機能食品を始めとして食全般の安全・安心確保のための生涯教育を実施している。

このようなアドバイザリースタッフを今回のガイドラインの実行者として製造、管理部門に加えることは、錠剤、カプセル剤等食品を含む保健機能食品の安全性を確保し、健康被害の抑止に貢献するものと当協会は強固に確信しており、ここに提案をさせていただきます。

なお、この提案は日本食品安全協会と当協会の認定校で構成する教育協議会

(https://www.jafsra.or.jp/system/index2.html) 及び協会の有資格者が属する全国 8 支部で構成する管理士会(https://www.jafsra.or.jp/education/index.html) の強い要望に基づいておりますことを申し添えます。

# 31 【意見31】

HACCP について。

P21「14. その他の管理上の留意点」 HACCP の記載中に、食品衛生法 51条、別表 17、別表 18等の記載があるが、食品事業者は、HACCP による衛生管理が必須であるため、実施するべきであるとの認識でよろしいか。

GMP 上で、危害要因分析等を実施するという意味ではなく、健康食品事業者には当協会作成の「健康食品製造における HACCP 導入手引書」に従って行うとの認識でよろしいか。

## 32 【意見32】

GMP に関する指針(ガイドライン)における衛生管理について。

わが国では食品の製造等に HACCP を義務化していることから、GMP の衛生管理も旧 17 年通知のように製造管理部門の下に置くのではなく、今回の GMP ガイドラインの別紙図に示されたように製造管理部門と品質管理部門の全体を対象とする位置づけが適切であると考える。しかし GMP における衛生管理は HACCP によるリスク管理のみにとどまらず、製造過程全体を対象とする総合的な品質管理システムに必要な内容と方法によって管理することになる。従って当協会では、健康食品あるいはその原材料の製造施設に対する GMP 認証において、製造管理、品質管理に並べて衛生管理を位置づけており、衛生管理基準書並びに衛生管理責任者をGMP の必須要件の一つとしてシステムに組み込んでおります。このシステムの下で HACCPの要求事項も含めた管理を行うことで差し支えないか。

## 33 【意見33】

衛生管理について。

「平成17年通知」では、作成文書の中に「製造衛生管理基準書」が記載されているが、今回の案では記載がない。衛生管理に関しては、HACCPが制度化されたことから、HACCPによる衛生管理を行うとの認識でよろしいか。

又、HACCP による衛生管理としても、実際の GMP 管理上では、「製造衛生管理基準書」は必要な文書であるとの認識でよろしいか。

(以上)